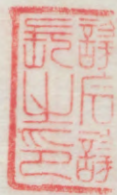


に勤務を要しない日と定められている場合——とは、水道の浄水場関係の職員が該当するわけでございます。その日に当たった場合はやはりその翌日に代休を与えるという規定でございます。この第七条関係が国民の祝日に関する法律の関係でございます。

次の第八条第五項の次に第一項を加えるところでございますが第八条は職員の年間の有給休暇の規定でございます。現在前年度の十二月までに就職した者には二十日間の休暇を与えております。それから二月から十二月までの間に就職した者は漸減いたしております。

そこで第六項でございますが、第一項及び第三項に規定する休暇のうち——とありますのは年次休暇でございます。その年に使用しなかった日数——とは二十日間の有給休暇があるわけでございます。これは当然請求して承認を求めて休むということになっているわけでございますが二十日間の有給休暇があつて二十日間休まない場合は翌年



に限り繰り越せるという内容でございます。その最後のほうにただし書きがあるわけですから、ただし書きにつきましては勤務しなかった総日数が勤務を要する日の総日数の八割に満たない職員についてはこの限りでないということが書いてあるわけですが、これは長期欠勤者についてはそういうものを認めませんということでございます。

附則といたしまして、祝日の代休の関係につきましては法律が施行になりました日から適用いたしたいと、それから休暇の繰り越しにつきましては暦のうえでの四十七年度分の休暇の余り分から適用いたしたいという内容でございます。

何とぞ慎重に審議賜わりまして原案とおりご決定くださるようお願い申しあげまして説明を終らせていただきます。

議長

(石川信義君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十九号については委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されることを御玉みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君

から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第五十九号は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（石川信義君） 日程第八議案第六十号福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題といた

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長大野忠一君登壇）

○秘書職員課長（大野忠一君） 議案第六十号福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきまして説明申しあげます。

本条例につきましては第六条中に庶務を担当するところを規定しているのでございます。その中で今度の機構改革で「調査室」が「秘書職員課」に改まりましたので第六条中の改正をいたしたいという内容のものでございます。

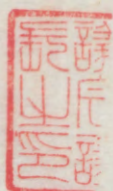
何とぞ原案どおりご決定くださるようお願いいたします。て説明を終らせていただきます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。



○十三番(石川繁治君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十号については、委員  
会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されることを望ま  
します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま石川繁治君から  
所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略  
し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、  
本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第六十  
号は原案どおり可決いたしました。

○議長(石川信義君) 日程第九議案第六十一号市道路線の認定  
に付て及び日程第十議案第六十二号市道路線の廃止につ  
ては、関連がありますので一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設課長 須崎 進君 登壇)

○建設課長(須崎 進君) 議案第六十一号及び六十二号についてご  
説明申し上げます。

議案第六十一号の市道路線の認定につきましては、道路法  
第八條第二項の規定に基づきまして二路線を市道路線として  
認定しようとするものであります。市道二七八号線は第二小  
学校の東側の佐渡鉄工所横の熊川字五一の五番地から  
五一の七番地までの私道で延長七百八メートル、幅員三・五メ  
ートルから三・六メートル、面積にいたしまして二百六十七・七平方  
メートルを野島栄蔵氏及び本林田又治氏から昭和四十八年  
三月三十一日付をもってご寄付いただいたことにより市道として  
認定しようとするものであります。

次に市道二九五線を全線廃止いたしまして、新たに市道  
路線として今後とも利用する延長十一メートル、副員五メ  
ートル、面積五十五平方メートルの部分をご再認定しようとし

するものであります。

継続きまして議案第六十二号につきましてご説明申しあげます。

議案第六十二号は市道路線の廃止でありまして、第一中学校、第四小学校の敷地内にあります市道四路線について道路として利用する必要がなくなつてまいりましたので、道路法第十條第一項の規定に基づきまして市道路線の廃止をご提案申しあげたものでございます。この廃止路線は第一中学校の中にあります市道二四号線、延長百九十六メートル、幅員二七メートル、面積五百二十九、二平方メートル、それから枝道路のようになっております市道六四号線、延長四十五メートル、幅員一、八メートル、面積八十一平方メートル、同じく市道八一号線、延長五十二メートル、幅員一、八メートル、面積九十三、六平方メートルと、第四小学校内にあります市道二一九五線、延長九十五、五メートル、幅員二、四メートルから五メートル、面積にいたしまして二百五十七、八

平方メートルにつきまして道路としての用途を廃止しようとするものであります。

以上でございますが、何とぞ慎重ご審議のうえ原案をご可決くださるようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

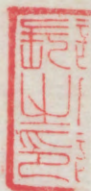
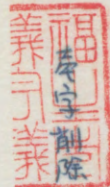
○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第六十一号及び六十二号については建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議の



とあり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第六十

一号及び六十二号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川信義君） 日程第十一議案第六十三号福生市表彰条例

に基づく一般表彰についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 省略

○議長（石川信義君） 以上で朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。

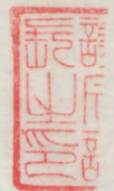
（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君） 議案第六十三号福生市表彰条例に基づ

く一般表彰についての提案理由とその内容についてご説明申しあげます。

福生市議会

議案



なお、このあとで上程されます同じ種類の全議案につきましても福生市表彰条例の規定に基づきます公平妥当な表彰の実施をはかりますため、去る六月七日にあらうかじめ福生市表彰審査委員会に審査をお願い申しあげ、いずれも慎重なるご審査を経て本議会にご提出申しあげた次第でございます。

まず総括的なご説明を申しあげますと、本市表彰条例の規定に基づいて本年七月一日の市制施行記念日に表彰申しあげるべき方々に自治功労賞をお送りして表彰申しあげるいわゆる自治表彰の該当者は本年一人もございませんで、本年の表彰該当者十五名の方々はすべて一般表彰に該当する方々ばかりでございます。

なお、本議会のご議決をいただきましたかと思っておりますのは、きたるべき市制施行記念日に満十五年以上勤続の優秀な職員として表彰いたしまするいわゆる職員表彰の該当者が本年は六名であることをご参考のため申し述べた次第

でございます。

さて、本議案はたゞいふ事務局長が朗読されましたとおり長期勤続の町会長さんの一般表彰でございますして、通算して八年間の長期にゆたり本町第二町会の町会長をおつとめなされている篠崎善一氏を表彰しようとするものでございます。

何とぞご審議をいただきまして満場一致、ご可決ご確定あらんことをお願い申しあげる次第でございます。

議長（石川信義君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）

以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案第六十三号は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）

ご異議なしと認めます。よって議案第

六十三号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議長（石川信義君）

この際日程第十二から日程第二十五までを一括上程いたします。

一括上程いたします。

日程第十二議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで

日程第十三議案第六十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで

日程第十四議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで

日程第十五議案第六十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで

日程第十六議案第六十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで

日程第十七議案第六十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで

日程第十八議案第七十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで

日程第十九議案第七十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで

日程第二十議案第七十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで

日程第二十一議案第七十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで

日程第二十二議案第七十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで

日程第二十三議案第七十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についで



日程第二十四議案第七十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十五議案第七十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上十四件を一括して議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(助役 竹篠崎俊夫君登壇)

。助役 (篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第六十

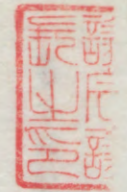
四号から議案第七十七号までいずれも福生市表彰条例に基づき一般表彰について十四議案の提案理由とその内容を順を追ってご説明申し上げてまいりたいと思ひます。

最初の議案第六十四号は、去る三月の定例議会でご議決をいただきました福生駅東口の嘉嘉景ビルに関連いたしまする多摩興発株式会社代表取締役田村昌一殿からの公共下水道の幹線布設費一千三百万円のご寄付に対する一般表彰でございます。

なお、この機会にご参考のために申しあげますと、公益のために本市に多額の金品をご寄贈いただきましたとき、は、個人の場合には十万円以上、法人及び団体の場合には五十万円以上が一般表彰の対象になるのでございます。また物件のご寄付にございましてはその評価額がはっきりいたしません場合には市長がその評価額を定めることに相なっているのでございます。

次の議案第六十五号から議案第七十四号までの十議案はいずれも道路用地の市へのご寄付に対する一般表彰の議案でございます。

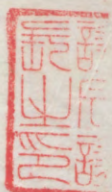
まず議案第六十五号は本案記載のとおり竹田かく殿から武蔵野地区内の私道を市道一七二号線の一部に編入するにめのご寄付、議案第六十六号と議案第六十七号は林平八殿及び石川幸四郎殿からそれぞれ鍋一地区内の私道用地のご寄付をいただきました幅員四メートル、長さ百二十五・五メートルの市道一八六号線を新設いたしまするためのご寄付、なお次の議案第六十八号と次の議案第六十九号は平林太一郎殿及び平林寅吉殿からそれぞれ武蔵野地区内の私道用地のご寄





付をいただきました。幅員は二メートルから四メートルまで、長さは二百三十八メートルの市道九〇号線を新設いたします。ためのご寄付であり、次の議案第七〇号は山茂興業合資会社代表社員の本田俠助殿から、武蔵野地区内の私道を市道九九号線の一部に編入しようとするためのご寄付、次の議案第七十一号は野口甚之助殿から鍋一地区にございする市道一七〇号線のすみ切りを実施いたしまするための用地のご寄付、次の議案第七十二号も本田昌利殿から志茂一地区内にございする市道二四一号線のすみ切りを実施するため

の用地のご寄付、議案第七十三号と七十四号は本田又右殿及び野島栄蔵殿からそれぞれ鍋一地区内の私道用地のご寄付をいただきました。幅員三メートル、長さ七十八メートルの市道二七八号線を新設する予定のご寄付でございます。次の議案第七十五号は本案記載のとおり東福保育園の東寄りに所在いたしました建設者である有限会社ポニーハウジングの代表取締役稲垣祥子殿から



そのコーポに面する市道五五八号線の一部、幅員三メートル長さ八十一メートルの砂利道を同社の負担で道路舗装工事を実施いたしましたことに対する一般表彰でございます。最後に議案第七十六号と議案第七十七号は二件とも市への教育関係の物件のご寄付に対する一般表彰でございます。まず議案第七十六号は福生市立第六小学校のPTA会長であらせられる大須賀俊雄殿から第六小学校に対し剝製海亀一点のご寄贈でございます。その海亀の甲らの大きさは縦九十センチ、横七十センチでございます。なお最後の議案第七十七号は田村幾太郎氏の婦人であられます田村マツ殿の福生第一小学校に対し、本案記載のとおり高さ六メートル、樹幅四十センチから五十センチメートル程度のもつこく三本、それから高さ三メートル、樹幅一五メートル程度のもくせい二本、それからかえでほか七本の合計十三本の樹木のご寄贈でございます。移植費ももちろん田村マツ殿がご負担になられたのでございます。

以上十四議案のご審議をいただきまして、いずれも満場一致でご可決ご確定あらんことをお願い申しあげまして提案理由の説明を終らせていただきます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十七番（関米吉君） 議案第六十七号の石川幸四郎さんにかかわることについてお尋ねいたしたいと思いますが、これは生前の寄付ですか。

○庶務課長（生子国利君） お答え申しあげます。

これは生前の寄付になっておりまして七月一日現在ではすでに死亡されているということで、この表彰につきましては本人の家族に対していかようにしたらよろしいということをお聞きしましたが、やはり寄付者が石川幸四郎さんになっておられますので、その者でお願いしたいということであり、今回ここに幸四郎氏の名前で記載したということでございます。

○十七番（関米吉君） この寄付の時点はいつですか。死亡時点はいつ

ですか。これは行為者を表彰するのか名義者を表彰するのかということはだいじなことではないかと思えます。たとえば車でもそうですか。名義人が関米吉であつても寄付したのがほかの人であればほかの人を表彰するということになってくると思いますのでその点ははっきりしておいたほうがよいと思うわけです。

○庶務課長（生子国利君） 寄付日については昭和四十七年八月二十八日になっておりますが、死亡日についてはいまのところわかりません。

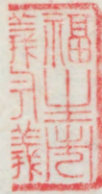
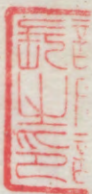
○十七番（関米吉君） どうしてこれを遅く表彰するのか。

○庶務課長（生子国利君） 表彰条例で五月一日現在で七月一日の市制施行記念日に表彰するというところでございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○十番（松山清君） 議案第六十四号の件ですが、私は三月定例会でもこの寄付については当然反対したわけですが、私はやはり

この問題については行政と資本の癒着の見本みたいなことだと考えているのですが、まさにそのとおりだと思います。こういうものについてもただ寄付の金額だけについて該当するから表彰するということ



では、福生市の表彰そのものの権威を低めることになるのではないかと思います。そういうことを十分に考えてやられているのかどうかお尋ねいたします。

○助役（竹條崎俊夫君） この田村冒一氏のご寄付にかかわらずほかの舗装の寄付だとか、それからよく側溝でご自分の近くの側溝のご寄付だとかいろいろございますが、こういった点はご自分のためにもなるわけですが、レガレ公共のためにもなるということでご表彰しあげるのが慣例になっております。

○十番（松山清君） 私はこの方の場合、提案理由にも明らかに出ていますように、嘉泉ビルに関する排水のために雨水幹線と布設して寄付したということとで全く自分の利益を中心としたもので、それに対して市側からもちがなりの持ち出しをしたということでありますので本案について反対です。

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 暫時休憩いたします。

午後一時五十五分 休憩

午後二時六分 開議

○議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第六十四号についてはご異議がありますので起立により採決いたします。

議案第六十四号について原案とあり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川信義君） 起立十八名、多数であります。よって議案第六十四号は原案とあり同意することに決定いたしました。

○議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第六十五号から議案第七十七号までの十三件については原案とあり同意することにご異議ございませんか。

